

「セーフティードライブ・チャレンジ１２３作戦申込書」広告掲載要領

(趣旨)

第１条 この要領は、山梨県広告事業実施要綱及び山梨県広告事業掲載基準(以下「掲載基準」という。)に基づき、「セーフティードライブ・チャレンジ１２３作戦申込書」(以下「１２３作戦申込書」という。)に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項について定める。

(広告の掲載位置・規格等)

第２条 「１２３作戦申込書」に掲載する広告の掲載位置は、印刷内容の配置などを勘案した上で、山梨県交通対策推進協議会が決定する。

２ 「１２３作戦申込書」に掲載する広告掲載スペースは、縦 360 ミリメートル、横 90 ミリメートルの範囲内（の面積）とし、広告 1 枠あたりのサイズは、大判の場合、縦 80 ミリメートル、横 90 ミリメートル、また小判の場合、縦 40 ミリメートル、横 90 ミリメートルとする。

(広告の掲載料)

第３条 「１２３作戦申込書」に掲載する広告 1 枠あたりの掲載料は、サイズが大判の場合、80,000 円、サイズが小判の場合、40,000 円(いずれの掲載料も消費税及び地方消費税を含む。)、振込手数料は広告主の負担とする。

(広告主の募集)

第４条 広告主は、山梨県(以下「県」という。)のホームページ等を通じて募集する。

(広告掲載の申込み)

第５条 「１２３作戦申込書」への広告の掲載を希望する者は、第 1 号様式により、山梨県交通対策推進協議会が募集する期間内に、山梨県交通対策推進協議会に申請する。

(広告内容の審査、広告主の決定等)

第６条 山梨県交通対策推進協議会は前条の規定に基づく申請を受理したとき、募集期間終了後、速やかに第 12 条に規定する審査会において、掲載基準に基づき、当該広告掲載の可否を決定する。

２ 前項の規定に基づき決定された広告掲載可能な申込みが第 2 条第 2 項に規定する予定の枠数を超えるときは、次の順位により決定する。

ただし、これにより難しい場合は、公開抽選を実施し、広告主を決定する。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 法令等に基づく設置又は担当する業務・事業活動内容の中に法令等の規定に基づく制度等を有する団体
- (3) 県内に本店を有する事業所
- (4) 県内に営業所、店舗等を有する事業所

(5) 前4号に掲げる以外のもの

3 前項の場合、山梨県交通対策推進協議会は、第5条に規定する広告の掲載を希望する者の同意を得て、第2条第2項に規定する広告掲載スペースについて、大判から小判に変更することができる。

4 山梨県交通対策推進協議会は、前2項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、第2号様式により、速やかに当該申請者に通知する。

5 前項の掲載決定の通知を受けた広告主は、第3号様式により広告掲載受諾書を提出する。

(広告原稿の作成)

第7条 広告原稿は広告主が用意する。

2 広告主は、山梨県交通対策推進協議会へ広告掲載受諾書を提出後30日以内に、山梨県交通対策推進協議会の指定する方法により広告原稿を山梨県交通対策推進協議会に提出する。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、広告掲載料を山梨県交通対策推進協議会の指定する口座に、指定する期限までに振り込まなければならない。

2 広告主の都合により広告掲載を取り下げた場合は、広告掲載料は返還しない。

3 広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、山梨県交通対策推進協議会は広告掲載料を還付する。

(広告掲載決定の取り消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に基づく広告掲載決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が第8条に規定する振込期限までに広告掲載料を振り込まないとき

(2) 広告主が掲載基準第4に定める修正・削除依頼に応じないとき

(3) その他広告の掲載に支障が生じたとき

(広告掲載が不可能な場合を含む。)

2 前項の規定により、広告掲載決定を取り消したときは、第4号様式により、当該広告主に通知する。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(免責)

第11条 天災事変等の不可抗力、その他山梨県交通対策推進協議会の責めによらない原因により生じた損害について、山梨県交通対策推進協議会はその賠償

の責めを負わない。

(審査会の設置)

第 12 条 掲載広告について審査する機関として、審査会を設置する。

2 審査会の委員長は、山梨県交通対策推進協議会常任委員（総合県民支援局次長）とする。

3 審査会の委員は、山梨県交通対策推進協議会事務局長（県民生活支援課長）をもって充てる。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(審査会の開催等)

第 13 条 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第 14 条 審査会の庶務は、山梨県交通対策推進協議会事務局（県民生活支援課内）において処理する。

(協議)

第 15 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、山梨県交通対策推進協議会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図る。

(裁判管轄)

第 16 条 この要領に定める広告掲載に関する訴えは、甲府地方裁判所に提起する。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は令和 7 年 4 月 1 0 日から施行する。

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

(4) E-mail アドレス

(第 2 号様式)

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県交通対策推進協議会長
山梨県知事 長崎 幸太郎 印

「セーフティードライブ・チャレンジ 1 2 3 作戦申込書」広告掲載可否通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました、「セーフティードライブ・チャレンジ 1 2 3 作戦申込書」への広告掲載について、「セーフティードライブ・チャレンジ 1 2 3 作戦申込書」広告掲載要領第 6 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので、通知いたします。

1 掲載する

貴団体(社)の広告を掲載することに決定しましたので、次により手続きをお願いします。

- ・ 広告 1 枠あたりのサイズ
(大判 縦 80mm、横 90mm、小判 縦 40mm、横 90mm) ※いずれかを記載
- ・ 別添「広告掲載受諾書」(第 3 号様式)に必要事項を記入し、令和 年 月 日までに提出してください。
- ・ 後日、山梨県交通対策推進協議会が指定する口座に、令和 年 月 日までに、広告掲載料〇〇〇〇〇円をお振込ください。
- ・ 掲載する原稿案を、令和 年 月 日までに提出してください。

2 掲載しない

(理由)

(第3号様式)

令和 年 月 日

山梨県交通対策推進協議会長
山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

(広告主)
所在地
団体等の名称
代表者名 印

広告掲載受諾書

「セーフティードライブ・チャレンジ123作戦申込書」広告掲載要領及び
「セーフティードライブ・チャレンジ123作戦申込書」広告掲載可否通知書に
基づく広告掲載にあたり、次の内容について受諾します。

- 1 掲載する広告の規格等
 - ・掲載する広告のサイズ
(大判 縦 80mm、横 90mm、小判 縦 40mm、横 90mm) ※いずれかを記載
 - ・広告の掲載位置 山梨県交通対策推進協議会が指定した位置とする
- 2 掲載する広告の内容
別添広告原稿案のとおり
- 3 広告掲載料の納入
令和 年 月 日までに、山梨県交通対策推進協議会の指定する口座に、広告掲載料〇〇〇〇〇円(消費税及び地方消費税、振込手数料を含む。)を納付します。
- 4 その他
山梨県広告事業実施要綱、山梨県広告事業掲載基準、「セーフティードライブ・チャレンジ123作戦申込書」広告掲載要領を遵守します。

(第 4 号様式)

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県交通対策推進協議会長
山梨県知事 長崎 幸太郎 印

「セーフティードライブ・チャレンジ 1 2 3 作戦申込書」広告掲載決定取消通知書

令和 年 月 日付けで決定した「セーフティードライブ・チャレンジ 1 2 3 作戦申込書」の広告掲載については、次の理由により、取り消しを行ったので通知いたします。

(取り消しの理由)